

通信線路等の移設に係る補償費の算定が不適切

1 件 不当金額(支出) 5 5 6 万円

1 交付金事業の概要

沖縄県島尻郡南風原町は、平成26、27両年度に、県道128号線に埋設する^{かんきょ}函渠等の下水道施設の整備に伴い支障となる通信線及びこれを保護する管路からなる通信線路(延長174.8m)等の移設に要する費用として補償費3524万円(うち下水道施設の整備に係る補償費1727万円、交付対象事業費同額、防災・安全交付金交付額1036万円)を電気通信事業者に対して支払っている。

「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(これらを「公共補償基準」)等によれば、公共事業の施行に伴い、既存公共施設等の管理者が、機能の廃止等が必要となる既存公共施設等の代替の公共施設等を建設する場合においては、当該公共施設等を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分(減価相当額)等を控除して補償費を算定することとされている。

そして、当該公共施設等を建設するために必要な費用は、原則として、既存公共施設等と同等の公共施設等を建設することにより機能回復を行う費用(復成価格)とされ、減価相当額については、既存公共施設等の復成価格に基づき、経過年数等を考慮して算定することとされている。

2 検査の結果

同町は、本件補償費の算定において、通信線路等を建設するために必要な費用については、通信線路等の材料費、通信線路等の設置費等からなる復成価格とした一方で、復成価格から控除する減価相当額については、通信線等の材料費のみに基づき算定するなどした額としていた。

しかし、公共補償基準等によれば、減価相当額は、復成価格に基づいて算定することとされていることから、通信線等の材料費のみに基づいて算定するのではなく、通信線路等の設置費等も含めた費用に基づくなどした額とすべきであった。

したがって、通信線路等の復成価格に基づき算定した減価相当額を控除するなどして適正な補償費の交付対象事業費を算定すると799万円となり、本件補償費の交付対象事業費1727万円はこれに比べて927万円過大となっており、これに係る交付金相当額556万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

(単位：円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業 費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認め る事業費 (国庫補助 対象事業 費)	不当と認め る国庫補助 金等相当額
沖縄県	島尻郡南風原 町	防災・安全交 付金(下水道)	26、27	3524万 (1727万)	1036万	927万 (927万)	556万